

★平成 19 年度 全会計決算認定される★

9 月議会、決算特別委員会（議員 25 名による）において 24 日～26 日の 3 日間、平成 19 年度すべての会計決算について審査を行い、12 会計すべての決算認定を可決いたしました。



市本庁舎

19 年度の一般会計、特別会計ともに実質収支は黒字決算であるものの、実質単年度収支で見ますと 6 億 1,189 万円の年間赤字であるため、財政調整基金等を取り崩して 19 年度の歳入不足を埋めている状況であるのです。

このまま推移しますとここ数年で基金が底をつき、歳入不足を補えなくなり、ついには実質収支も赤字になりかねないのです。歳入については税の徴収率の向上が最も重要であります。徴収率向上が「税の公平性の確保」と「自主財源の確保」につながるものであります。またそのほかの収入未済額等については、未納者の実態を的確に把握し、収入率向上を適切に実施することが大切であります。

歳出では一般会計から特別会計と企業会計への繰り出し金は 30 億円以上にもなっており、依然として一般会計を圧迫しております。財政健全化のためには今後も人件費や物件費等の経費削減を積極的に行う行政改革が引き続き必要であります。志摩市の 19 年度全会計の事業決算額は合計で約 471 億円となっています。

平成19年度会計別	歳入決算額	歳出決算額	実質収支額	
一般会計	241億6,610万円	238億643万円	3億3,737万円	
特別会計	国民健康保険	80億6,345万円	76億8,525万円	3億7,820万円
	老人保健	57億8,837万円	57億730万円	8,107万円
	介護保険	39億6,272万円	37億7,795万円	1億8,477万円
	下水道事業	4億3,888万円	4億1,740万円	2,147万円
	公共駐車場整備	277万円	161万円	116万円
	公共用地取得整備	7,345万円	7,345万円	0
	住宅新築資金等貸付事業	3,995万円	3,748万円	247万円
	介護サービス事業	11億3,142万円	11億2,496万円	646万円

平成19年度会計	事業収益	事業費用	収支差引	
公営企業会計	水道事業	18億543万円	17億8,772万円	1,771万円
	下水道事業	9,814万円	1億5,511万円	▲5,696万円
	病院事業	15億8,176万円	19億3,135万円	▲3億4,958万円

平成 19 年度決算 収入未済額内容 !!

合併後の市税の徴収率を見ますと、16 年度は 72.9%、17 年度は 72.5%、18 年度は 72.3%、19 年度は 74.6% と前年度と比べて少しの上昇ですが、県内の市町の平均値（18 年度の徴収率 89.2%）と比較しますと 16.9 ポイントの差があり、志摩市は県下で最下位を常に競っている納税意識の低い地域であります。市の財政健全化を図る為には自主財源の確保が最も重要な事であり、その為には市税をはじめ、保険税、使用料、手数料などの収入未済額（19 年度全会計未済額合計は約 32 億 9,000 万円）の軽減解消を目指して徴収率、収納率の向上に努力して財源確保を図るべきであります。また未収金対策として、それぞれで収納促進や発生防止などの新たな対応も早急に実行すべきであります。

科目	収入未済額の内訳		収入未済額	
	19年度分	滞納繰越分		
市税	個人市民税	9,520万円	2億445万円	2億9,965万円
	法人市民税	520万円	1,932万円	2,452万円
	固定資産税	2億2,630万円	10億639万円	12億3,270万円
	軽自動車税	772万円	1,912万円	2,685万円
	特別土地保有税	-	2億3,397万円	2億3,397万円
	入湯税	529万円	399万円	928万円
小計	3億3,973万円	14億8,726万円	18億2,699万円	
分担金及び負担金等（保育所保護者負担金）	18万円	218万円	237万円	
使用料及び手数料等（公営住宅使用料（一般廃棄物処理手数料））	880万円	2,323万円	3,204万円	
財産収入（賃貸料）	-	13万円	13万円	
諸収入、雑入等（給食費徴収金（生活保護費返還金））	343万円	1,766万円	2,110万円	
一般会計合計①	3億5,216万円	15億3,049万円	18億8,265万円	
国民健康保険特別会計	1億9,122万円	3億8,682万円	5億7,805万円	
介護保険特別会計	993万円	986万円	1,979万円	
下特別水道事業	分担金及び負担金	-	1,207万円	1,207万円
	使用料及び手数料	116万円	147万円	263万円
住宅新築資金等貸付事業特別会計	1,260万円	2億3,795万円	2億5,055万円	
特別会計合計②	2億1,493万円	6億4,819万円	8億6,312万円	
水道事業会計	8,414万円	4億3,248万円	5億1,663万円	
下水道事業会計	54万円	1,094万円	1,148万円	
病院事業会計	464万円	1,583万円	2,047万円	
企業会計合計③	8,933万円	4億5,926万円	5億4,859万円	
全会計合計①+②+③	6億5,642万円	26億3,795万円	32億9,437万円	

志摩市『休日夜間応急診療所』新たに設置される !!

志摩市休日夜間応急診療所の設置及び管理に関する条例が 9 月議会に提出され可決されました。休日・夜間等における応急処置を行う診療所を鷗方川向井の県志摩庁舎 2 階において 12 月 1 日から開設するものです。



県志摩庁舎

この議会において診療所費 2,180 万円が補正予算で可決されました。診療科目は内科及び小児科で一次救急医療を行い、医師・薬剤師・看護師・その他職員の 4 名体制であります。

休日診療

(AM9:30～PM16:30)

■日曜と祝日とされている休日

■12月30日～1月3日までの休日

夜間診療

(PM19:30～PM22:00)

■日曜日 夜間

■月曜日 夜間

■水曜日 夜間

他の日の夜間診療は火曜日が市民病院で行い、木曜・金曜・土曜日は鳥羽市保健福祉センターで行う休日夜間応急診療所が担当をしていきます。